

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年11月までのうちの一部期間
平成5年10月に結婚するに当たり、未納の国民年金保険料を納付したいと考え、社会保険事務所に行ったところ、時効のため申立期間のすべてを納付することはできなかったが、納付できる分は納付したにもかかわらず、申立期間がすべて未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「平成5年10月に結婚するに当たり、未納の国民年金保険料を納付したいと考え、社会保険事務所に行き、納付できる分を納付した。」と主張しているところ、申立人が結婚した同年同月の時点において、申立期間のうち、3年9月から5年3月までの保険料については、過年度保険料として、社会保険事務所で納付することが可能である。

また、申立人は、結婚前に社会保険事務所に行って未納の国民年金保険料を納付した際の状況を具体的に記憶している上、納付したとする保険料額についても、平成3年9月から5年3月までの保険料額とおおむね一致している。

2 一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、時効のためすべてを納付することはできなかったとしているところ、申立期間のうち、平成元年4月から3年8月までの保険料については、申立人が結婚した5年10月の時点において、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、平成5年4月から同年11月までの国民年金保険料については、申立人が結婚した5年10月の時点においては現年度保険料

であり、社会保険事務所で納付することはできないところ、申立人に、市役所又は金融機関で保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間のうち、平成元年4月から3年8月までの期間及び5年4月から同年11月までの期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに両期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年9月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 44 年 3 月まで

申立期間の私の国民年金保険料については、昭和 50 年に、夫の 42 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料と一緒に納付したにもかかわらず、夫の分だけが納付済みとなっており、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 50 年は、第 2 回の特例納付が実施されていた時期である上、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者カードにより、同年 4 月 1 日に、申立期間の保険料の納入催促が行われていることが確認できることから、申立人がこのころに申立期間の保険料の特例納付を申し出たことが推認できる。

また、申立人の所持する領収書により、その夫の昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が、50 年 12 月 27 日に特例納付されていることが確認できるところ、申立人が夫婦二人分の特例納付保険料として納付したと記憶している金額は、申立人の申立期間の特例納付保険料及びその夫の上記期間の特例納付保険料の合計額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初から 60 歳に至るまでの国民年金保険料について、申立期間及び入院中で保険料を納付できなかったとする 6 か月の未納期間を除き、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月16日から同年9月16日まで

ねんきん特別便が送られてきて、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成9年8月16日となっていた。実際に同社を退職したのは同年9月15日であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成9年5月29日から同年9月15日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年7月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る資格喪失日を平成9年8月16日と誤って社会保険事務所に届けたことを認めていることから、その結果、同事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

ねんきん定期便により、社会保険事務所の記録において平成17年の賞与の記録が無いことを知った。自分が所持する賞与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書に記されている厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年6月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月21日から同年5月1日まで

昭和32年4月1日に入社してから平成11年2月1日に退職するまで、A社一筋で勤務してきたが、社会保険庁の記録では、昭和39年4月21日から同年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、同社C営業所から同社B営業所への転勤はあったが、同社を退職したわけではないので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する社員個人票及び社員個人台帳により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年4月21日に同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月1日から19年11月21日まで
社会保険事務所の記録によると、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が20万円とされているが、当時の給与支給明細書から標準報酬月額30万円に基づく保険料が控除されていることが確認できる。
申立期間について、正しい標準報酬月額に記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支給明細書により、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、当該給与支給明細書により、申立人の報酬月額については、標準報酬月額で30万円以上に相当する金額が支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、年金制度の理解不足により 20 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年4月から16年9月までの期間については19万円、16年10月から17年8月までの期間については18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から17年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月2日から18年4月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額がA社から支給されていた給与と比べて低くなっている。
申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成15年4月から17年8月までの期間については、申立人より提出のあった、15年4月、同年8月、同年12月、16年11月及び同年12月の給与明細書による社会保険料控除額はすべて同額である上、当該期間後の17年9月からは控除額が変更されていることが確認できることから、給与明細書の提出が無い期間を含む15年4月から17年8月までの期間については、すべて同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認できるところ、この控除額は、15年4月から16年9月までの期間については19万円、16年10月から17年8月までの期間につい

ては 18 万円の標準報酬月額に相当する保険料額におおむね一致する。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成 15 年 4 月から 16 年 9 月までの期間は 19 万円、16 年 10 月から 17 年 8 月までの期間は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る平成 15 年 4 月から 17 年 8 月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間において長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 4 年 3 月から 15 年 3 月までの期間及び 17 年 9 月から 18 年 3 月までの期間については、申立人より提出のあった当該期間の一部に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の記録における申立人の標準報酬月額とおおむね一致している。

また、A 社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないとしていることから、当該期間の保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当該期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び③に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 11 日から 39 年 9 月 15 日まで
② 昭和 40 年 3 月 30 日から 41 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から 44 年 4 月 13 日まで

昭和 40 年 3 月 1 日に A 社 B 支部に入り、42 年 11 月 1 日に C 社に移籍するまで継続して勤務していたので、申立期間②が厚生年金保険被保険者期間とされていないのは納得できない。

申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間①及び③については、脱退手当金を支給されたとの記録になっているが、脱退手当金の支給を受けたことはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、C 社においては、脱退手当金の支給要件を満たしている厚生年金保険被保険者 23 名のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録のある者はいないことから、当該事業所が代理請求を行っていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、申立期間①と②の間の、昭和 40 年 3 月 1 日から同年 3 月 30 日及び 41 年 7 月 1 日から 42 年 11 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている 2 回の被保険者期間のうち 1 回は当該脱退手当金の計算の基礎とされている被保険者期間と同一番号で管理されている

にもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間②については、元上司及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社B支部に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間の給与は能率給であった。」と供述しているところ、元従業員からは、「同社には、出来高払いの契約社員制度があり、これらの人は厚生年金保険に加入していなかった。」旨の証言が得られた。

また、申立人と同職種であった元同僚3名のうち、申立期間に在籍した者1名及び申立期間当時申立人と同様の雇用形態により当該事業所D営業所に在籍したと思われる者2名についても、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び再取得の記録がある。

さらに、当該事業所は、平成13年7月1日に全喪しており、事業を承継して同年4月2日に設立されたE社では、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄済みである上、申立人も給与明細書等の資料を所持してないため、申立人の申立期間②における給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月1日から14年2月28日まで
A社における標準報酬月額が、資格取得時の平成13年5月1日までさかのぼって41万円から20万円に訂正されている。
申立期間について、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成14年2月28日）の後の同年3月25日付けで、13年5月1日までさかのぼって20万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所に税務事務関係を委託されていた税理士から提出された平成13年及び14年分の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、申立期間において41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において取締役の立場であった申立人は、「私は、自分の標準報酬月額が引き下げられていることを社会保険事務所の調査で初めて知った。申立期間における標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかった。」と証言しているところ、申立期間当時の従業員は、「社会保険の手続は、誰が行ったかは分からない。」と証言していることから、申立人が当該事業所の社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていた事情はうかがえない。

加えて、社会保険事務所で保管されている当該事業所に係る「徴収決定済

額修正票」及び「過誤納額調査決定決議書並びに過誤納額処理伺」により、当該事業所は平成13年10月から14年1月分の厚生年金保険料が未払いであったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成16年10月から17年10月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から同年10月1日まで
② 平成16年10月1日から17年11月24日まで

申立期間①については、平成16年9月1日にA社に入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を給与から控除されていたので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人が平成16年9月1日からA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、源泉徴収簿の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の代表者も連絡がつかないため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、賃金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成16年10月から17年10月までの長期にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月21日から同年9月21日まで

昭和55年2月4日にB社に入社し、同年8月21日付けで関連会社のA社へ転籍した。勤務は継続しており、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が空白となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、労働者名簿、雇用保険の加入記録及び事業主の証言により、申立人は、当該事業所に継続して勤務し（昭和55年8月21日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和55年9月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社）は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和55年9月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月21日から同年9月21日まで

B社から関連会社のA社へ昭和55年8月21日付けで転籍した。勤務は継続しており、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が空白となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社(A社の後継会社)から提出された在籍証明書、労働者名簿、雇用保険の加入記録及び事業主の証言により、申立人は、当該事業所に継続して勤務し(昭和55年8月21日にB社からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和55年9月の社会保険事務所の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主(C社)は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和55年9月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年2月まで
会社退職後の平成8年1月ごろ、市役所窓口で国民年金の加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社退職後の平成8年1月ごろ、市役所窓口で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が12年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴う国民年金への加入勧奨文書が同年12月21日に作成されていること、及び申立人が13年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴う国民年金の被保険者資格の喪失が同年5月7日に「自動喪失」により処理されていることが確認できることから、申立人は、12年12月21日以降、13年5月7日までの間に国民年金の加入手続を行い、12年10月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に申立期間に係る国民年金保険料額の記憶は無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から4年11月まで

平成5年4月の結婚後間もなく、市役所支所で国民年金の第3号被保険者となる手続を行った際、職員から、国民年金保険料の未納があると言われたため、5年4月ごろから7年4月ごろまで2年間ぐらい掛けて、未納分をすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年4月の結婚後間もなく、国民年金の第3号被保険者となる手続を行った。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」により、申立人は6年12月1日に、国民年金の第3号被保険者となる手続を行ったことが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、仮に申立てのとおり、平成5年4月に国民年金の加入手続を行っていたとしても、申立期間のうち、2年9月から3年2月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から54年10月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から54年10月まで
昭和44年10月に結婚し、1か月ぐらいたったころ、町内会の役員が自宅に来て国民年金への加入を勧められたため、付加年金とともに加入し、以後、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和54年11月15日に国民年金の任意加入手続を初めて行っていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、このことは、申立人の所持する年金手帳の、「初めて上記被保険者となった日」の欄に54年11月15日と記載されていることとも符合する。

また、上記名簿の昭和54年度の備考欄には、「現年度納付書発行済 新手帳発行済 54.12.4」との押印がある上、同名簿の納付記録欄を見ると、昭和54年10月以前の欄には斜線が引かれているとともに、「納入不要」の押印がある。

さらに、付加年金制度が開始されたのは昭和45年10月である上、上記名簿により、申立人は54年11月15日の国民年金への加入と同時に付加年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 14 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所の職員の訪問により、自分の標準報酬月額が間違っ
て記録されていると教えられた。当時は月額 80 万円の報酬を得て
いたが、標準報酬月額は 9 万 8,000 円で記録されている。間違っ
ているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録によれば、当初、申立期間の標準報酬月額は 59 万円と記録されていたところ、A 社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 14 年 1 月 31 日）の後の同年 4 月 26 日付けで、標準報酬月額が 9 万 8,000 円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業法人登記簿により、申立期間当時、申立人が当該事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の経理事務及び社会保険届出事務を自ら担当していた旨を証言しており、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において減額訂正がなされた事情はうかがえない。

さらに、申立期間において当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、申立期間の当該事業所は厚生年金保険料を滞納していた旨の証言をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 7 日から 39 年 9 月 1 日まで

Aセンターを最終事業所とする厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受け取っていることになっているのは、年金受給手続の時まで知らなかった。自分で手続を行った記憶はなく、受け取った覚えもないので、申立期間①及び②について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名捺印、社会保険事務所の昭和 41 年 5 月 17 日付けの受理印及び同年 6 月 28 日に支給決定されたことを表す印が確認でき、同請求書の申立人の住所氏名及び事業所名称などの記載内容に疑義は認められず、申立人の自らの意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、同記載内容は、社会保険庁の記録と一致しており、事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱B」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和29年6月1日から35年10月16日まで

申立期間①については、昭和29年3月A学院を卒業し、4月1日にB病院で看護婦として勤務しているの、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、同病院を退職した昭和35年10月15日土曜日は午前中同病院で勤務し、翌週月曜日から再就職先のC病院で業務を始めており、B病院の退職金を受け取ったのはそれから数か月後のことであったと記憶している。

申立期間②については、脱退手当金を受給したことはないの、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B病院（現在は、D病院）が保管する人事記録により、申立人が昭和29年4月1日に当該事業所に入社したことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人と同様に昭和29年3月にA学院を卒業後、同年4月1日に当該事業所に入社した元同僚全員の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年6月1日であることが確認できる。

また、当該事業所では、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は現存しないと説明しており、聴取できた同期入社同僚は、自らのB病院における厚生年金保険の資格取得日についての記憶が明らかでない上、このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを

うかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているほか、社会保険庁の被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。